



第1号様式 (第5条第1項)

年 月 日

(提出先)  
横浜市長

氏名又は名称  
〒  
住 所  
役職・代表者氏名 印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付申請書

次のとおり 年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、申請します。

- 1 導入する低公害車 別紙1、3又は別紙2、4(自動車リース事業者)のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 添付書類等
  - (1) 補助対象経費に係る見積書(写し)  
特別架装費、オプション費、値引き等が内訳として明記されていること。また、CNG自動車はベース車両との差額又はCNG自動車への改造費が内訳として明記されていること。
  - (2) 貸与料金算定根拠明細書(自動車リース事業者のみ)
  - (3) 導入する低公害車等のカタログ(表紙・諸元表・環境仕様)  
(導入車両の諸元表又は仕様書の写しに該当車両をマーカー等で明記すること。)
  - (4) 被代替車の自動車検査証(写し)(自動車検査証の所有者は申請者であること。また、原則使用者住所と自動車検査証の使用の本拠の位置が同じであること。)ただし、CNG自動車・アイドリングストップ車の導入の場合は不要。
  - (5) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本(申請者が個人の場合は住民票とする。)  
自動車検査証上の使用の本拠の位置、または導入車の使用の本拠の位置が履歴事項全部証明書や住民票にない場合はその住所のわかるパンフレットやホームページの印刷物等を必ず添付してください。  
リースの場合、使用者についても履歴事項全部証明書又は住民票の写しを必ず添付してください。
  - (6) 返信用封筒(郵便番号及びあて先を明記し、指定の郵便切手を貼付したもの各1部)
    - ・ A4判の書類が入る封筒[第1種定形外、140円切手]
    - ・ A4判三つ折の書類が入る封筒[第1種定形、80円切手]
  - (7) その他 市長が必要と認めたもの。
- 4 提出部数 2部(1部は1号様式と別紙のみで可。受付印を押印後お返しします。)
- 5 他の補助金の有無 無・有( )
- 6 今後、自動車関係の情報提供をさせていただいてもいいですか。 可・否

申請者と補助対象車両メーカーとの関係 (リース会社の場合は使用・賃借者)		① 補助申請者自身	② 同一の資本に属する企業
		③ 関係会社	④ 資本関係なし
※②および③の場合は資本関係がわかる資料を添付してください。			
業種	製造業その他	卸売業	小売業
		サービス業	従業員数
			300人超 300・100・50人以下

担当者	氏名	所在地
	所属部課名	電話番号
	郵便番号	FAX番号
代行者の氏名 及び 連絡先	TEL FAX	

※企業規模：大 中小 法人 個人企業 個人



事業者・個人用  
(新車・使用過程車)

導入する低公害車

車種	CNG自動車	トラック・バス・乗用車
使用の本拠の位置		
導入する低公害車	メーカー： 車名（通称名）： 型式： 車両総重量： k g ベース車両の最大積載量（減以前を記入）： k g （車両総重量 2.5 t 超のトラックの場合のみ記入してください。）	
補助対象事業登録予定日	年 月 日	
補助対象事業完了予定日	年 月 日	
1台分の補助対象経費	円	
1台分の補助対象経費 × 1 / 2 （使用過程車については × 1 / 3 (A) （千円未満切捨て）	円	
台数 (B)	台	
補助金交付申請額 (A) × (B)	円	

(注) 導入する低公害車の使用の本拠の位置、車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。



導入する低公害車

車種	CNG自動車	トラック・バス・乗用車
使用の本拠の位置		
使用者の氏名又は名称	名称： 住所： 代表者の役職： 名称： 担当者氏名：	業種：製造業その他 卸売業・小売業 サービス業 従業員数：300人超 300・100・50人以下 TEL：
導入する低公害車	メーカー： 車名（通称名）： 型式： 車両総重量： k g ベース車両の最大積載量（減以前を記入）： k g （車両総重量2.5t超のトラックの場合のみ記入してください。）	
補助対象事業登録予定日	年 月 日	リース契約予定日 月 日
補助対象事業完了予定日	年 月 日	
1台分の補助対象経費	円	
1台分の補助対象経費×1/2 (A) 使用過程車については×1/3 (千円未満切捨て)	円	
台数 (B)	台	
補助金交付申請額 (A) × (B)	円	

(注) 導入する低公害車の使用の本拠の位置、車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。

名 称  
所 在 地  
代表者氏名

横 浜 市 長

年度横浜市九都縣市指定低公害車普及促進対策費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度横浜市九都縣市指定低公害車普及促進  
対策費補助金については、次の条件を付けて交付することに決定しましたので、通知します。

1 交付決定額

円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

2 補助対象事業の内容

事業名	九都縣市指定低公害車普及促進事業
補助対象事業の内容	
使用者	

3 補助金交付の条件

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分、経費の使用方法は、 年度横浜市九都縣市指定低公害車普及促進対策費補助金交付申請書のとおりとします。
- (2) この補助金は、補助金の額の確定後に交付します。
- (3) 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況に関して報告を求め、又は関係職員によって随時調査を行わせることがあります。
- (4) 前号の報告又は調査の結果、この補助金交付決定の内容又は条件に違反していると認めるときは、当該事業の遂行の一時停止を求めることがあります。
- (5) この補助金の交付決定をした後、天災地変その他事情の変化により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと市長が認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、天災地変その他の事情変化により特別の必要が生じたときは、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することがあります。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間にかかる部分については、この限りではありません。
- (6) 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ横浜市九都縣市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

- ア 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
  - イ 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (7) 補助対象事業が完了したときは、原則として交付決定通知日から90日以内に、横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書(第7号様式)を市長に提出しなければなりません。ただし、提出日は同年度の3月の第3週の金曜日(当日が休日の場合はその前日)を超えてはいけません。
- (8) 前号の実績報告書の審査結果等から、補助対象事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し通知を行い、その後補助対象事業者からの請求書の提出をもって、確定した補助金を支払うものとします。
- (9) 補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期限を定めてこれに適合させるための措置を求めることがあります。
- (10) 市長は、補助金交付の決定後、要綱第14条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金の額の決定を行った後においても同様とします。
- (11) 補助対象事業者は、補助金交付決定が取り消された場合において、補助対象事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。補助金交付額の確定を行った後において既にその額を超える補助金を交付している場合も同様とします。
- (12) 前号の場合において、補助金の返還を求められたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額)について年10.95パーセントの割合(うるう年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。
- (13) 補助金の返還を求められた場合において、これを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について、年10.95パーセントの割合(うるう年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。
- (14) 前号により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部を納付したときは、既に納付した日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とします。
- (15) この補助金の返還を求められたにもかかわらず、補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同様の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとします。
- (16) 財産の処分の制限
- ア 補助対象事業者は、バスにあっては導入後5年、トラックにあっては導入後4年、乗用車にあっては導入後3年を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
  - イ 補助対象事業者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る財産処分承認申請書(第10号様式)を市長に提出し、承認を受けなければなりません。
  - ウ 取得財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、補助対象事業者は、その収入の一部を、補助を受けた金額の範囲内で横浜市に納付するものとします。又は交付の目的及び要件に反したとき、市長は補助金の範囲内でその収入の全部又は一部を横浜市に納付するものとします。ただし、情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りではありません。
- (17) 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得した低公害車については、補助対象事業の完了後においても点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- (18) 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存するものとします。

第3号様式（第7条）

年 月 日

（提出先）  
横浜市長

氏名又は名称  
住 所  
役職・代表者氏名 印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付申請取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました  
年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金については、次の事項に  
ついて不服がありますので、同補助金の交付申請を取り下げます。

- 1 補助金の額
- 2 申請年月日
- 3 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件



年 月 日

(提出先)  
横浜市長

氏名又は名称  
住 所  
役職・代表者氏名 印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る  
補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました 年度横  
浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る事業について、（変更・中止・廃止）をしたい  
ので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更、中止又は廃止の理由及びその内容

2 添付書類等

(1) 補助金交付申請書

控えの第1号様式及び別紙1から4の写しの中で、変更する部分を朱書き二重線で抹消し、そ  
の上段に変更後の内容を記入すること。なお、変更後の内容が書ききれない場合は、別紙にまと  
めて記載すること。

(2) 見積書（写し）

(3) 返信用封筒

A4判の書類が入る封筒〔第1種定形外〕に郵便番号及びあて先を明記し、郵便切手〔120円  
分〕を貼付したものを1部添付すること。

(4) その他必要な書類

3 補助対象事業完了予定日

当初 年 月 日

変更 年 月 日

4 変更後の補助金交付申請額

円

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

横 浜 市 長

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る  
補助対象事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を行い、年  
月 日に補助事業の（変更・中止・廃止）承認申請のありました、年度横浜市九  
都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業について、次のとおり事業  
の（変更・中止・廃止）を承認したので通知します。

1 承認した計画の概要

2 変更後の補助金の額

円

3 補助金額の変更

事 業 名	九都県市指定低公害車普及促進事業
変更前の補助金の額	円
変更後の補助金の額	円
変更による増減額	円

年 月 日

（提出先）  
横浜市長

氏名又は名称  
住 所  
役職・代表者氏名

印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る  
補助対象事業事故報告書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のあった  
年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業について、次のとおり事故が発生しましたので、報告します。

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助対象事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容



第7号様式（第11条第1項）

年 月 日

（提出先）  
横浜市長

氏名又は名称  
住 所  
役職・代表者氏名 印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る  
補助対象事業実績報告書

年 月 日 第 号で補助金の（交付決定・変更承認）通知のありました 年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業を完了しましたので、次のとおり報告します。

- 1 導入した低公害車 別紙1又は別紙2（自動車リース事業者用）のとおり
- 2 補助金の要求額 円  
（第7号様式別紙の補助金の額を合計した額とする。）
- 3 添付書類
  - (1) 導入した低公害車の自動車検査証の写し（自動車検査証の所有者は申請者と同一であること）
  - (2) 請求書の写し（次のア及びイの内訳が明記されていること。）
    - ア 低公害車の本体価格
    - イ 特別架装費、オプション費、値引き額、その他※CNG自動車はベース車両との差額又はCNG自動車への改造費が内訳として明記されていること。
  - (3) 低公害車の購入代金を支払ったことを証する領収書の写し又はこれに代わるもの
  - (4) 被代替車の登録識別情報等通知書、検査記録事項等証明書又は登録事項等証明書等の写し
  - (5) 自動車リース契約書の写し（リース会社と使用者との契約書）（リース会社のみ提出）
  - (6) アイドリングストップ装置付自動車の場合は、アイドリングストップ装置装着証明書の写し
- 4 提出部数 2部（1部は7号様式と別紙のみで可。受付印を押印後お返しします。）



事業者・個人用  
(新車・使用過程車)

導入した低公害車

車 種	CNG自動車	トラック・バス・乗用車
使用の本拠の位置		
導入した低公害車	メーカー： 車名（通称名）： 型 式： 車両総重量： k g ベース車両の最大積載量（減以前を記入）： k g （車両総重量2.5t超のトラックの場合のみ記入してください。）	
補助対象事業完了日	年 月 日	
1台分の補助対象経費	円	
1台分の補助対象経費 × 1/2 (A) 使用過程車については × 1/3 (千円未満切捨て)	円	
台 数 (B)	台	
補助金の額 (A) × (B)	円	

(注)

- 1 導入した低公害車の使用の本拠の位置、車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。
- 2 添付書類
  - (1) 導入した低公害車の自動車検査証の写し（同型を複数台導入した場合にも全車両分必要）
  - (2) 請求書の写しで、次のアからウまでの事項が内訳として記載されていること（ア、イは必須）
    - ア 低公害車の本体価格
    - イ 補助対象経費算出根拠（低公害車とベースとなった一般車両との差額又は低公害車への改造費）
    - ウ 特別架装費、オプション費、値引き額、その他
  - (3) 低公害車の購入代金を支払ったことを証する領収書の写し又はこれに代わるもの

## 導入した低公害車

車 種	CNG自動車	トラック・バス・乗用車
使用の本拠の位置		
使用者の氏名又は名称	名称： 住所： 代表者の役職・氏名： 担当者： TEL：	
導入した低公害車	メーカー： 車名（通称名）： 型 式： 車両総重量： k g ベース車両の最大積載量（減以前を記入）： k g （車両総重量 2.5 t 超のトラックの場合のみ記入してください。）	
補助対象事業完了日	年 月 日	
1台分の補助対象経費	円	
1台分の補助対象経費 × 1/2 (A) 使用過程車については × 1/3 (千円未満切捨て)	円	
台 数 (B)	台	
補助金の額 (A) × (B)	円	

(注)

- 1 導入した低公害車の使用の本拠の位置、車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。
- 2 添付書類
  - (1) 導入した低公害車の自動車検査証の写し（同型を複数台導入した場合にも全車両分必要）
  - (2) 請求書の写しで、次のアからウまでの事項が内訳として記載されていること（ア、イは必須）
    - ア 低公害車の本体価格
    - イ 補助対象経費算出根拠（低公害車とベースとなった一般車両との差額又は低公害車への改造費）
    - ウ 特別架装費、オプション費、値引き額、その他
  - (3) 低公害車の購入代金を支払ったことを証する領収書の写し又はこれに代わるもの
  - (4) リース契約書（リース会社と使用者との契約書）の写し

第8号様式（第12条第1項）

第 号  
年 月 日

名 称  
所 在 地  
代表者氏名

横 浜 市 長

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費  
補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで報告のありました、 年度横浜市九都県市指定低公害車  
普及促進対策費補助金について、次のとおり確定しましたので通知します。

補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

特記事項：



請求書番号 \_\_\_\_\_

年 月 日

横浜市長

氏名又は名称  
住 所  
役職・代表者 氏 名 印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費  
補助金請求書

年 月 日に額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

\_\_\_\_\_ 円  
(補助金の額の確定通知書に記載されている金額)

2 補助金振込先

金融機関	銀行 信用金庫		本店 支店
	種 目	1. 普通 2. 当座	口座番号
住 所	(1) 預金契約をしている住所 〒 _____		
	(2) (フリガナ) (法人名) _____		
口座名義人	(3) (役職名) _____ (フリガナ) _____ 氏 名 _____		



年 月 日

(提出先)  
横浜市長

氏名又は名称  
住 所  
役職・代表者氏名

印

財産処分承認申請書

補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細（交付対象年度： ）
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 処分の相手方  
氏名又は名称  
  
住所又は所在地
- 5 処分の相手方の利用計画
- 6 その他必要な書類

第11号様式（第17条第4項）

第 号  
年 月 日

名 称  
所 在 地  
代表者氏名

横 浜 市 長

財産処分 承認書・不承認書

年 月 日に申請のありました、補助対象事業により取得した財産（低公害車）の処分について、次のとおり（承認します・不承認とします）。

財産処分承認内容・不承認内容